

青森県立中央病院清掃作業等業務委託契約書（案）

- 1 委託業務名 青森県立中央病院清掃作業等業務
- 2 委託場所 青森市東造道二丁目1番1号 青森県立中央病院ほか
- 3 委託業務内容 別冊「清掃作業等業務委託仕様書」のとおり
- 4 委託期間 令和8年4月1日 から 令和11年3月31日 まで
- 5 委託料 令和 8 年度 ¥. _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥. _____)
令和 9 年度 ¥. _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥. _____)
令和 10 年度 ¥. _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥. _____)
- 6 契約保証金 ¥. _____

7 その他の

上記の業務委託について、発注者と受注者は、別紙の条項（ただし、
を除く。）によって契約を締結した。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印
し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 青森市東造道2丁目1番1号
青森県立中央病院
院長 廣田 和美

受注者 住所
氏名

(総則)

第1条 発注者は、頭書に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を受注者に委託し、受注者は、これを受託するものとする。

(委託料の支払)

第2条 委託料は、委託業務の実績に応じて支払うものとし、その支払金額は、別表「支払調書」のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、月の中途をもって本契約を終了させた場合、その月の委託料は、前項の支払調書による月額を基礎とし、1月を30日として日割計算して得た額とする。

3 受注者は、委託料を支払基準月の翌月10日までに、請求書により、発注者に対し請求するものとする。

4 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に、受注者に対し委託料を支払うものとする。

(権利の譲渡等の制限)

第3条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第4条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第5条 発注者は、監督員を定めたときは、書面により、その氏名を受注者に通知するものとする。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、仕様書に定めるところにより、必要な監督を行い、及び次条第1項に規定する現場責任者に対して指示を与える等の職務を行う。

(現場責任者)

第6条 受注者は、委託業務を指導監督する現場責任者を選定し、その氏名を発注者に通知するものとする。現場責任者を変更したときも、同様とする。

2 発注者は、前項の通知に係る現場責任者の指導監督が不適当であるために委託業務の実施に支障があると認めた場合は、受注者に対し、理由を明示して、その交代を求めることができる。

(委託業務の内容の変更等)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、書面により受注者に通知して、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は、発注者に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(実施状況の検査等)

第8条 受注者は、委託業務を実施した日ごとに、作業日報を作成し、作業日の翌日までに発注者に提出し、その検査を受けなければならない。なお、発注者は、委託業務の実施状況を隨時検査

することができる。

- 2 前項の規定により作業日報が提出されたときは、発注者はその内容を審査し、履行を確認の上、承認印を押印し、受注者に返送するものとする。
- 3 発注者は、第1項の検査の結果、受注者の行った委託業務が仕様書に適合しないと認めた場合は、委託業務の手直し及び再検査を請求することができる。この場合の費用は、受注者の負担とする。

(委託業務実施上の損害賠償)

第9条 委託業務の実施に当たり受注者に生じた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担とする。

- 2 委託業務の実施に当たり受注者が発注者又は第三者に与えた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担においてその賠償をするものとする。

(秘密の保持)

第10条 受注者は、委託業務の実施中に知り得た発注者の秘密を他に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じても、発注者は、その責任を負わないものとする。

- (1) 受注者が、委託業務を実施しなかったとき、又は委託業務を実施する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 委託業務の実施状況が著しく不適当又は不誠実であると認められるとき。
 - (3) 第17条第1項に規定する理由なしに、この契約の解除を申し出たとき。
 - (4) その他受注者がこの契約に違反したとき。
- 2 発注者は、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
 - 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項第1号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人
 - (2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人
 - (3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

(違約金)

第12条(A) 発注者は、前条第1項の規定によりこの契約を解除した場合は、当該契約を解除した日の属する年度の委託料（既に支払い済みの委託料を含む。）の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収する。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、前項の違約金を委託料から控除するものとし、なお不足がある場合は別に徴収する。

(契約保証金の帰属)

第12条(B) 発注者が、前条第1項の規定によりこの契約を解除した場合は、契約保証金（契約

保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下次条において同じ。) は、発注者に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第13条 契約保証金は、受注者が契約を履行した後に受注者に還付するものとする。

(受注者の契約の解除権)

第14条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第7条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第7条第1項の規定による中止の期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

2 受注者が前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)は、受注者に還付するものとする。

(損害賠償)

第15条 発注者は、第11条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、第12条の契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)又は違約金若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(個人情報の保護)

第16条 受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を取り扱うに当たっては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(暴力団の排除)

第17条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記2「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(紛争の解決方法)

第18条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

2 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議事項)

第19条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(適正な取得)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(安全管理)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第5 受注者は、青森県立中央病院内又は発注者の指定する場所において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の承認があり、同項の処理を再委託する場合は、受注者は再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知等)

第10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

2 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事中及び従事後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

(実地調査の受入れ)

第11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

別記2

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月 青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第6号までに掲げる場合にあっては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(受注者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用したと認められるとき。
- (7) その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(その者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかつたとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

別表

支払調書

年度	支払基準月	支払金額（税込）	備考
令和8年度	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月		
	年度総額		
令和9年度	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月		
	年度総額		
令和10年度	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月		
	年度総額		

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 発注者又は受注者は、履行期間内で履行期間開始の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準及び物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額(契約金額から当該請求時の出来形部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後委託代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前委託代金額の1000分の15を超える額につき、契約金額の変更協議に応じなければならない。
- 3 前項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、請求のあった日の属する月の1日を基準とし、賃金水準の変動率等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行期間開始の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 第3項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る
特約条項第1条第1項に係る特記事項

本委託業務は賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項を適用する契約である。

1 本委託業務における直接人件費とは、受託者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

なお、本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、業務管理費として計上すること。

2 本委託業務における賃金水準又は物価水準は、次のものをいう。

(1)賃金水準

青森県最低賃金

労務単価（該当労務単価：青森県建築保全業務単価表）

(2)物価水準

物品の単価

消費者物価指数全国（生鮮食品を除く総合指数、（以下、物価指数という。）

労務単価を基に算出した経費

3 本契約の変更金額算出方法は次のとおりとする。

病院設計書による算出及び受託者から提出された内訳書による算出を併用し協議する。
(ただし、人件費については、受託者の内訳書中の直接人件費に、履行開始日時点の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とし、物品費については、受託者の内訳書中の物品費に、履行開始日時点の物価指数と変更請求時の物価指数を比較した変動率を乗じた値を上限とする。)